4　国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］
二　［略］
三　［略］
5　国連制裁室に、室長を置く。
6　企画官は、命を受けて、国連課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

［削る］

（中東欧バルト室及び地域調整官）
第二十八条　欧州第二課に、中東欧バルト室及び地域調整官一人を置く。
2　中東欧バルト室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　ウクライナ、エストニア、ブルガリア、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア及びルーマニアに関する外交政策に関すること。
二　前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関すること。
3　中東欧バルト室に、室長を置く。
4　地域調整官は、命を受けて、欧州第二課の所掌事務のうち特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（官民連携推進室及び企画官）
第三十四条　総務課に、官民連携推進室及び企画官一人を置く。
2　官民連携推進室は、対外経済関係に関する対外関係事務のうち対内直接投資に関する事務並びに日本国民の海外における法律

2　国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置の実施に関すること。
二　国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置に関する調査及び研究に関すること。
三　前二号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
3　国連制裁室に、室長を置く。

［新設］

（企画官）
第二十八条　政策課に、企画官一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（地域調整官）
第二十八条の二　中・東欧課に、地域調整官一人を置く。

［新設］

2　地域調整官は、命を受けて、中・東欧課の所掌事務のうち特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（官民連携推進室及び資源安全保障室並びに企画官）
第三十四条　政策課に、官民連携推進室及び資源安全保障室並びに企画官二人を置く。
2　官民連携推進室は、日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事務（対外経済関

上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事務（対外経済関係に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　［略］

［削る］

係に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　［同上］
4　資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
二　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。
三　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。
四　日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること（エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関するものに限る。）。
五　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
六　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る国際経済事情に関する調査を行うこと。
5　資源安全保障室に、室長を置く。
6　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

［削る］

4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。